

委員 長 報 告 書

さる 9 月 15 日の本会議において、本委員会に付託された
議案第 7 号 橋本市庁舎整備基金条例について
を審査するため、9 月 16 日に委員会を開催し、慎重審査の結果、全会一致
で原案のとおり可決すべきものと決しましたので、以下その概要を報告い
たします。

記

議案第 7 号は、将来の市庁舎建設及びこれに関連する事業に必要な資金
を積み立てるため、橋本市庁舎整備基金を設置するものである。

委員から、毎年 1 億 5,000 万円を 15 年間積み立てる計画だが、今後の
財政状況によって積み立てる金額の変更はできるか とのただしがあり、
積立金額の変更は可能であるが、毎年 1 億 5,000 万円ずつ計画的に積み立
てていく方針である との答弁がありました。

市の財政難による行政サービスの低下により、これまで市民は負担を強
いられてきたため、庁舎整備に積み立てるお金があるならば行政サービス
の向上に充てるべきではないか とのただしがあり、基金の積立てには公
債費負担が減った部分を充てる予定である。行政サービスについては、今
後も財政健全化を継続しつつ、向上に努めていきたい との答弁がありま
した。